

### 明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定 過程における仮釈放制度について（一）

田内, 清香 / TANOUCHI, Sayaka

---

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

118

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

99

(終了ページ / End Page)

145

(発行年 / Year)

2021-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025500>

# 明治前期における早期釈放制度と

## 旧刑法制定過程における仮釈放制度について(一)

田内清香

### 目次

#### 序章 本稿の目的と問題意識

#### 第一章 明治五年監獄則における早期釈放制度

##### 第一節 明治五年監獄則の概要

第一項 新政府の成立から明治五年監獄則頒布までの経緯

第二項 明治五年監獄則の指導原理と明治五年監獄則懲役十二条の概要

##### 第二節 明治五年監獄則懲役十二条の第八条における「放免」制度

第一項 明治五年監獄則懲役十二条の第八条における「放免」制度の内容

##### 第三節 検討

第一項 教化主義に基づいた「放免」

第二項 「放免」の位置づけ

#### 第四章 本章の小括

#### 第二章 明治七年から明治一三年の旧刑法の公布までの減刑及び「放免」

第一節 明治七年以降の減刑及び早期釈放

第一項 明治五年監獄則の限定的施行

第二項 明治七年以降の「放免」と減刑の展開

第三項 検討

第四項 小括

#### 第二節 明治一二年以降の減刑及び「放免」の動向

第一項 懲役終身以下の者に対する減刑の手続の変更

明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定過程における仮釈放制度について(一)(田内)

第二項 減刑及び「放免」に関する事例

第三章 旧刑法の草案起草過程における仮出獄

第三項 検討

第四章 刑法草案審査局における旧刑法草案と旧刑法の

第四項 小括

公布

第三節 本章の小括と次章の検討方針（以上、本号）

## 序章 本稿の目的と問題意識

仮釈放の制度は明治四〇（一九〇七）年に制定された現行刑法第二十八条に規定されている。この仮釈放は、早期の釈放という希望を与えることにより受刑者の改善を促すと同時に、保護観察と結合することで社会内においてその改善更生を図ることを目的とし、施設内処遇と社会内処遇の連携により改善更生を図る制度として位置づけられている<sup>(1)</sup>。そして、仮釈放は犯罪者の改善更生と再犯防止に重要な役割を担っている。

このように重要な役割を担っている仮釈放（平成一七（二〇〇五）年まで、従来、「仮出獄」と呼ばれていた）の成立過程については、既に一定の研究が蓄積されているとはいえず、仮釈放（仮出獄）の制度がはじめて採用された明治一三（一八八〇）年公布の旧刑法の成立以前、とりわけ西欧法継受以前の時期については、明治五（一八七二）年制定の「監獄則」（以下、「明治五年監獄則」という）が、制定後まもなく停止され、そこに規定されていた早期釈放である「放免」も運用されなかったと考えられてきたため、研究対象から除外されることが少なくなかった。しかし、児玉圭司により、この「放免」が、明治七（一八七四）年以降伺指令により運用されていたことが明らかにされ、旧刑法の編纂・施行を通じて仮出獄へと「分化」したとの見解が示された<sup>(4)</sup>。そこで、今まで焦点が当てられることな

かった明治五年監獄則の「放免」について、さらなる考察が必要とされているといえよう。

この明治五年監獄則は、明治三（一八七〇）年公布の当時の刑法典である新律綱領の寛刑主義を行刑面に示している。<sup>(5)</sup> 明治五年監獄則は、その緒言で、「獄トハ何ゾ、罪人ヲ禁鎮シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ。獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ、人ヲ残虐スル者ニ非ズ。人ヲ懲戒スル所以ニシテ、人ヲ痛苦スル者ニ非ズ。刑ヲ用ルハ、己ヲ得ザルニ出ツ。国ノ為ニ害ヲ除ク所以ナリ」と述べている（刑は罪人を社会から除くことではなく、懲戒し教化して、再び社会に復帰させることを目的とするものであるという）。<sup>(6)</sup> この目的から、明治五年監獄則の「放免」は、明治前期の段階から社会復帰に資する制度であったことが推察される。そこで、この「放免」の制度の詳細及び実際の運用について調査・検討することが仮釈放の成立過程の研究にとって有益だと考えられる。

さらに、伺指令により運用された明治五年監獄則の「放免」は、その対象を拡張したり、その許可の判断にあたっては改善更生に関連する様々な要素を考慮に入れる等、弾力的に運用されていた。現在の仮釈放許可の基準は、順次その基準をすべて満たさなければならず、事務的かつ硬直化しているといえる。そこで、伺指令により弾力的な運用をしていた「放免」を考察することにより、現在の仮釈放許可の基準の制度設計への何らかの有益な示唆が得られる可能性もあるのではないかと思われる。

西欧法継受以後の仮釈放制度の成立過程についても、仮釈放（仮出獄）の制度が採用された旧刑法の草案の起草から制定までの間の草案の内容及び議論に焦点を当てた研究が十分になされてはいえない。現在、旧刑法における仮出獄の要件については「報償主義」からくるものとの評価がなされているものの、<sup>(8)</sup> 条文の説明にとどまる研究が少なくない。そのため、仮出獄の制度が如何なる理念・目的に基づいて採用され、如何なる制度であったのか及び旧刑法の仮出獄の要件である「悔改ノ状アル時」の解釈については、明らかにされていない。そこで、仮出獄の制度が

採用された旧刑法の草案から制定までの間の草案の内容及び議論にも焦点を当てて、仮出獄の制度が如何なる理念・目的に基づいて規定されていたのかを明らかにする必要がある。それにより、現在の仮釈放制度が如何なる理念・目的に基づいて採用されたのか及びその制度の発展経緯を明らかにすることができよう。

以上の問題意識から、まず、西欧法継受以前における明治五年監獄則の「放免」制度に焦点を当てて検討を加えることとしたい。具体的には、明治五年監獄則の「放免」制度の詳細を明らかにするため、明治五年監獄則の概要を概観したうえで、明治五年監獄則懲役十二条の第八条「賞罰」における「放免」の内容を把握して、検討を加えることとする(第一章)。

明治五年監獄則は、明治七(一八七四)年から明治一二(一八七九)年にかけて、同指令により運用されていた。そこで、これらの同指令を対象として、明治五年監獄則の「放免」が活用されて、それが如何に変化したのかを考察する。この考察により、現在の仮釈放許可の基準の制度設計への何らかの有益な示唆を探ることとしたい。それとともに、当時の同指令における文言と現在の仮釈放の要件に関わる文言との間の関連性の有無を確認する(第二章)。

さらに、旧刑法の草案の起草から制定までの間の草案の内容及び議論にも焦点を当てて、西欧法継受以後における仮出獄の制度が如何なる理念・目的に基づいて規定されて、如何なる制度であったのかを明らかにする。そのため、旧刑法の起草過程における草案の内容及び議論を分析したうえで、それらに検討を加える(第三章)。

つぎに、刑法草案審査局が、司法省が上呈した旧刑法草案における仮出獄の制度に対して、如何なる修正を加えたのかを分析する。この分析から、仮出獄の制度が如何に変化したのかを明らかにしたうえで、それに検討を加える(第四章)。

また、第三・四章では、明治七年から明治一二年にかけて交わされた同指令における文言と、旧刑法の草案及び修

正案における仮出獄の要件に関わる文言との間の関連性の有無も確認する。

最後に、本稿の成果と今後の検討課題について示すこととしたい。<sup>(10)</sup>

## 第一章 明治五年監獄則における早期釈放制度

本稿の目的と問題意識で示した通り、明治五年監獄則では特典として「放免」という早期釈放制度が明文化されていた。<sup>(11)</sup>ただ、この「放免」については、明治五（一八七二）年に監獄則が停止し、そこに規定されていた「放免」も運用されなかったと考えられてきたため、<sup>(12)</sup>研究対象から除外されることが少なくなかった。そのため、明治五年監獄則における「放免」制度に焦点を当てた研究は十分になされていないとはいえないのである。また、この「放免」制度については、仮釈放制度に関連した位置づけがなされているが、その位置づけの根拠が示されておらず、その説明が十分になされているとはいえない。<sup>(13)</sup>そこで、本章では、明治政府が監獄則を編纂した背景、明治五年監獄則の概要を概観したうえで、明治五年監獄則懲役十二条の第八条における「放免」の内容を把握する。これらを踏まえて、明治五年監獄則懲役十二条の第八条における「放免」が如何なる制度であるのかを明らかにするため、検討を加えることとしたい。<sup>(14)</sup>

### 第一節 明治五年監獄則の概要

#### 第一項 新政府の成立から明治五年監獄則頒布までの経緯

監獄則が制定された背景として、欧米列強に対する当時の日本政府を取り巻く状況が深く影響している。慶応三

(一八六七)年一〇月の大政奉還を受けて、同年一二月に天皇が王政復古の大号令を發した。<sup>(16)</sup> 王政復古の大号令では、撰政・関白、征夷大將軍・幕府を廃止し、総裁・議定・参与の三職の設置により、暫定的な新政府の成立を宣言した。<sup>(17)</sup> そして、翌明治元(一八六八)年三月の五箇条の御誓文に基づき、同年四月に新政府が政体書を發布した。この政体書の制定により、新たな統治機構として太政官が設けられた。政体書では、太政官について「天下ノ權力総テコレヲ太政官ニ帰ス」とし、太政官への權力集中を掲げたうえで、集中した權力が太政官の特定の機関に偏らないようにするため、「立法行政司法ノ三權」に分立することを規定した。<sup>(18)</sup> その後、明治二(一八六九)年六月に版籍奉還が行われ、形式的には全国は新政府の直轄となった。<sup>(19)</sup> このような中央集権化と權力の偏りを防止するための統治機構を樹立するとともに、明治政府は、欧米列強と対等な条約を締結するため、欧米列強が要求した欧米並の法典を編纂・施行し、それに基づく法制度を確立しなければならなかった。<sup>(20)</sup>

こうした状況を受け、当時の行刑において、小原重哉が明治三(一八七〇)年二月に新設された刑部省の囚獄司權<sup>(21)</sup>に任命された。<sup>(22)</sup> そして、小原は牢名主制<sup>(23)</sup>を改善する等の獄制改革に取り組んだ。<sup>(24)</sup> このような獄制改革において、小原は、諸外国の獄制を参酌して獄制を定めるべきであるとし、その候補地としてわが国の風土・生活様式に近い東洋人を收容しているとともに、西欧獄制を導入している英国の植民地である香港・シンガポールを挙げ、<sup>(25)</sup> 実際には明治四(一八七二)年六月に、日本語ができる訳官囑託英国副領事ジョン・ホール(John C. Hall)等を伴って、英国領の香港・シンガポールに自ら渡航した。同年七月に、帰朝した小原は司法省から獄制草案取調主官に任命され、監獄則の編纂を行った。<sup>(28)</sup> そして、明治五(一八七二)年一月に監獄則並図式(明治五年太政官達三八号)が頒布された。<sup>(29)</sup> つまり、明治五年監獄則は東洋のために変化させた英国の監獄制度の影響を受けていることが推察される。

## 第二項 明治五年監獄則の指導原理と明治五年監獄則懲役十二条の概要

小原が編纂した明治五年監獄則は、「わが国刑事法制史上において、恤刑思想・寛刑思想・仁愛思想を最も明確に宣明したもの」と評されている<sup>(30)</sup>。また、当時としては進歩的な行刑制度を定めていた<sup>(31)</sup>。そこで、その諸言と処遇について規定している懲役十二条の概要をみることにしたい。

### 一 明治五年監獄則の指導原理

明治時代に入ると刑罰の方針が徐々に変化し始める。江戸時代後期<sup>(32)</sup>の刑罰では、重き盗み、殺人等を除き悪事をして後悔して止めた者に対して軽い罪を適用する等の改心を徐々に奨励するような執行方法がとられるようになった<sup>(33)</sup>が、依然として死刑（鋸引、磔、獄門、火罪等）、身体刑（剃髪、敲）及び遠島・追放等により、一般人を威嚇する（見懲的な）意味を有する執行方法がとられており、威嚇主義、重罰主義であった<sup>(34)</sup>。江戸幕府による「見懲的な意味」の刑罰に対し、明治政府は、明治元（一八六八）年一〇月に寛刑の方針を打ち出した<sup>(35)</sup>。この方針では、統一的刑法典の制定までは、公事方御定書を基本法とするが、磔刑の制限、火刑の廃止、追放の徒刑への変更及び流刑地の変更等を示した<sup>(36)</sup>。これを受け、仮刑律が策定されたが、これは一般には公布されず、刑法官等の執務準則として定められた<sup>(37)</sup>。このような状況のもとで、統一的刑法典の編纂が進められ、明治三（一八七〇）年一二月に新律綱領が頒布された<sup>(38)</sup>。

新律綱領は、本刑として笞杖徒流を定めている<sup>(39)</sup>。この新律綱領に対応するため、明治五年監獄則は自由刑制度の確立と獄舎の整備を目的として制定された<sup>(40)</sup>。ここでは、新律綱領の寛刑主義が行刑面において表現されている<sup>(41)</sup>。実際の、その諸言で、「監獄指導原則」が掲げられ、仁愛思想・寛刑思想を宣言している<sup>(42)</sup>。この監獄指導原則については、監獄では「懲戒」を行うが「痛苦」を与えるのではなく、「仁愛」を旨として「残虐」にすべきでないことを示してお



(44)り、それゆえ「西洋近代的刑刑理念を仁愛・恤刑という儒教思想的文脈において把握したもの」であり、「旧幕期以来の威嚇的刑政の実情に対して、この宣言は監獄ないし懲役刑の使命、とくに懲悪の限度を明示したものととして、教化主義による刑政の原点となった」と説明されている。(45)さらに、明治五年監獄則の諸言においては、刑は「国ノ為」に「害ヲ除」ク手段としつつも、「それは罪人を社会から除くことではなく、『懲戒』し教化して、再び社会に復帰させることを目的とするものである」と説明しており、(46)新律綱領の教育刑の側面にも対応している。

## 二 懲役十二条の概要

明治五年監獄則は、興造・繫獄・懲役・疾病附死亡・処刑・官員付守兵庸人・雑則の七大網に分かれており、(47)全体として非常に進歩的な行刑制度を定めている。(48)この七大網のうちの懲役十二条は、既決囚の懲役の処遇について規定している。(50)そして、懲役十二条は英国の獄則を参酌して既決囚の処遇に進級制を採用している(明治五年監獄則懲役十二条の第一条「常人懲役」(52)。この進級制は、収容者に「明日の希望を持たせる」ため、(53)既決囚の使役(作業させること)の方法を五階級に分け、一定の期間を経るごとに、順次進級する仕組みとなっている。それぞれの各階級(第一等から第五等)には作業内容が予め規定されており(第五条「役法」)、既決囚はその規定に従って作業を行うこととされている。(54)例えば、「常人懲役」では、第五等及び第四等(の階級)が「肉体的単純作業」、第三等(の階級)が「頭腦的、技能的な精巧作業」、第二等及び第一等(の階級)が「他囚」に技術を教授する役割、「炊夫」又は「門番」とされている(第五条「役法」(55)。さらに懲役十二条の第八条「賞罰」では、進級制における第一等(の階級)に進み、その「半」を経過したのちに、(56)特典として「放免」を規定して、(57)「教化促進のために収容者の自主的改善努力を図つて」いた。(58)

## 第二節 明治五年監獄則懲役十二条の第八条における「放免」制度

### 第一項 明治五年監獄則懲役十二条の第八条における「放免」制度の内容

進級制において第一等に至った後に、特典として規定されている「放免」制度は、明治五年監獄則懲役十二条の第八条「賞罰」に規定されている。その規定は、つぎの通りである。<sup>(59)</sup>

〔省略〕

準流ノ囚能ク獄則ヲ守リ工役ヲ勉ムルコト他囚ニ勝ル者ハ第一等期限ノ半ヲ過キ放免スル特典アリ

特典ニ処ス可キ者ハ獄司具状シ裁判官ニ告ケ其許可ヲ経テ之ヲ施行ス

但徒罪以下年限短キモノニハ此典ヲ施サス

終身懲役ノ者ハ一等ニ進ムノ後三年ヲ経ルニ非レハ特典ヲ施スコトヲ聴サス」

「放免」は、五年以上の刑期の「準流ノ囚」を対象とした特典として定められている。新律綱領の刑罰の「流刑」は、一等（役一年）、二等（役一年半）、三等（役二年）とし、「凡流ハ。北海道ニ発遣シ。罪ノ軽重ニ従ヒ。役ヲ三等ニ別チ。一年ニ始リ。二年ニ止ル。役満レハ。彼地ノ籍ニ編入シ。便ニ随ヒ。生業ヲ営マシム」との規定を置いて<sup>(60)</sup>いる。しかし、新律綱領における流刑は北海道に流刑監獄が整わぬまま規定されたため、実際には流刑の代わりに準流と呼ばれる刑罰に換えられて執行されることとなった。<sup>(61)</sup>そのため、準流とは、「実質的には徒刑、すなわち徒場における労役刑で」<sup>(62)</sup>あり、流刑一等の代わりとして準流一等は徒役五年、流刑二等の代わりとして準流二等は徒役七年

及び流刑三等の代わりとして準流三等は徒役十年とされた刑罰である。<sup>(63)</sup>

このような「準流ノ囚」の場合、「放免」の対象となるには、第八条に規定されている「能ク獄則ヲ守リ工役ヲ勉ムルコト他囚ニ勝ル者」であるとともに、「第一等期限ノ半」を過ぎることが必要である。<sup>(64)</sup>「終身懲役ノ者」については第一等に至っても三年経過しなければ「放免」の対象とはならず、「徒罪以下年限短キモノ」については「放免」の対象としていない。<sup>(65)</sup>そして、「放免」に関する手続については、獄司がその者に関する具状を裁判官に提出して、裁判官の許可が必要とされた。<sup>(66)</sup>

また、第八条に規定されている「第一等期限ノ半」については、「準流ノ囚」の刑期のうち、どの時点であるかを確認することが必要である。明治五年監獄則は、進級制を採用しており、進級に要する期間については、尋常懲役表に定められている。<sup>(67)</sup>【表一】参照。準流一等（徒役五年）であれば、尋常懲役表の「常人」の準流五年に相当する。よって、準流一等（徒役五年）の者が第一等の段階に進むまでに要する期間は四年である。<sup>(68)</sup>準流一等（徒役五年）の者が第一等の段階とされる期間は一年であることから、準流一等（徒役五年）における第八条の「第一等ノ期限ノ半」とは、その刑期のうち四年半の時点である。

準流二等（徒役七年）、準流三等（徒役十年）についても、尋常懲役表に進級の期間が定められている。それぞれ六年、八年半の時点が「第一等ノ期限ノ半」となり、「終身懲役ノ者」については一八年の時点が「一等ニ進ムノ後三年」となる。常人（常囚）、殊芸、幼老、婦女<sup>(69)</sup>の準流・懲役終身における第八条の規定において定められた「第一等ノ期限ノ半」と「一等ニ進ムノ後三年」となる時点については、後記の【表二】の通りになる。

【表一】尋常懲役表

(殊芸)

(常人)

懲役終身	準流十年	準流七年	準流五年	徒三年	徒二年半	徒二年	徒一年半	徒一年	役限	役限											
										戒具ナシ	一等	二等	三等								
終身	三年	二年	一年	半年	百五十日	百二十日	九十日	四十五日	戒具ナシ	終身	三年	二年	一年	半年	百五十日	百二十日	九十日	四十五日	戒具ナシ	一等	
十四年二百六十日	六年二百六十日	四年二百六十日	三年二百六十日	二年八十日	一年二百九十日	一年百四十日	三百五十日	二百五十日	同上	二等上級	七年	一年	半年	半年	半年	二百日	百日	三十日	四十五日	片鈹	二等
									片鈹	三等中級	二年	二年	一年半	一年半	一年	二百二十日	二百日	七十日	七十日	片鈹	三等
									両鈹	四等下級	五年二百六十日	三年二百六十日	二年二百六十日	一年二百六十日	二百六十日	二百三十日	二百日	百五十日	百日	輕鎖	四等
									重鎖	五等	百日	百日	百日	百日	百日	百日	百日	百日	重鎖	五等	

(注)「五等ノ期限ヲ経過スレハ之ヲ四等ニ進メ四等ヲ経過スレハ之ヲ三等ニ進ム以上之ニ準ス一等ノ期限ヲ経過スレハ之ヲ免ス此法ヲ設置為シテ罪囚ヲ懲治ス」

「工芸ニ巧ナル者ハ五等ノ期限ヲ経過スレハ其芸能ニ応シ上中下三級ニ入ル然トモ毎級ニ経過ノ期限ヲ立ス常人懲役ノ四等三等二等ノ日数ヲ合シ期限ト為ス此ヲ経過スレハ下級ノ者モ亦一等ニ超進ス異能ヲ殊遇シ工芸ヲ勸誘スル所以也」

【表一】の尋常懲役表は、内閣記録局編『法規分類大全・治罪門(二)』(原書房、一九八〇年)九〇頁、法務総合研究所編『刑事関係旧法令集(刑事訴訟法・矯正保護法編)』(法務総合研究所、一九六八年)二二〇～二二二頁を参照し作成した。

【表二】 刑期のうち第一等の期限の半ばとなる時点

(常人、殊芸、老幼の場合)

刑 期	刑期のうち第一等の期限の半ばとなる時点
準流五年	四年半
準流七年	六年
準流十年	八年半
刑 期	第一等となって三年が経過する時点
懲役終身	一八年

(婦女の場合)

刑 期	刑期のうち第一等の期限の半ばとなる時点
準流五年	四年三月
準流七年	五年九月
準流十年	八年
刑 期	第一等となって三年が経過する時点
懲役終身	一三年

【表二】は、明治五年監獄則懲役十二条第八条に掲げられた放免の要件と尋常懲役表とを照らし合わせて、常人（常囚）、殊芸、幼老、婦女の準流・懲役終身の刑期のうち、第八条の規定において定められた「第一等ノ期限ノ半」となる時点を計算したものである。当時（明治五年一二月まで）の日本では、旧暦を採用していたため、一年は約三六〇日であった。明治六年以降については、太陽暦を採用している。

### 第三節 検 討

#### 第一項 教化主義に基づいた「放免」

明治五年監獄則は新律綱領の寛刑主義を行刑面に示している<sup>(70)</sup>。また、その諸言においては、刑を社会防衛の手段としつつも、「罪人」を「懲戒」し「教化」して、収容者の社会復帰を目的としている<sup>(71)</sup>。ここでは、処遇として進級制を規定している（明治五年監獄則懲役十二条の第一条「常人懲役」、第五条「役法」<sup>(72)</sup>）。（一定の要件を満たし、この進級制における「第一等」（の階級）の「半」が経過すると、特典としての「放免」が付与される（明治五年監獄則懲役十二条の第八条「賞罰」<sup>(74)</sup>）。このように、第八条の「放免」は、進級制の最も進んだ段階（階級）に規定されており、進級制と結びついた制度であるといえる。また、第八条「賞罰」は、「放免」を規定することにより、「教化促進のために収容者の自主的改善を図っている」<sup>(75)</sup>ものである。これらの点か

らすると、第八条の「放免」は、收容者の「教化促進」を目的とし、進級制と結びつくことにより、收容者に自主的な改善を促すことを図る制度であるといえる。したがって、第八条の「放免」は、收容者の社会復帰に配慮した制度といえよう。

第八条の「放免」と進級制は結びついているものの、「放免」は「獄則ヲ守リ工役ヲ勉ムルコト他囚ニ勝ル」という要件が規定されているが、進級制ではそのような規定がみられない。進級制では、予め各階級に作業内容が規定されている。作業内容は、階級が進級することにより「肉体的単純作業」から「頭腦的、技能的な精巧作業」へと順次移行する。<sup>(76)</sup>このように進級制では、一定期間が経過することに、收容者の身体的負担が軽減されており、労役の軽減がみられる。この軽減は、收容者が作業を通して「懲戒」されて「教化」された結果に対する褒賞的なものであるといえる。労役の軽減が褒賞的である点から、第八条の「放免」は、進級制による收容者の「教化」の結果に対して、その最も進んだ段階（「第一等」の階級）の「半」において与えられる褒賞であると考えられる。そして、その評価の基準として、第八条の「放免」には要件が設けられていないかと考えられる。

## 第二項 「放免」の位置づけ

明治五年監獄則懲役十二条の第八条における「放免」については、従来、①仮釈放類似のもの<sup>(77)</sup>、②仮釈放制度の淵源<sup>(78)</sup>及び③わが国最初の仮釈放制度と位置付けられている<sup>(79)</sup>。しかし、①から③の見解では仮釈放が社会内処遇である点<sup>(80)</sup>及び仮釈放が刑の一部を執行した後の条件付釈放である点<sup>(82)</sup>に言及しておらず、第八条の「放免」の位置づけの説明が十分になされていない。そこで、仮釈放が社会内処遇である点及び条件付釈放である点を考慮しつつ、第八条における「放免」の位置づけについて分析することとしたい。

通説によれば、現在の仮釈放の法的性質は自由刑の執行の一形態とされている。<sup>(83)</sup> 受刑者が仮釈放となるためには、受刑中に形式的要件と実質的要件を満たさなければならない。<sup>(84)</sup> 仮釈放後には、仮釈放者は保護観察に付されて遵守事項を遵守しなければならないとき、その条件が満たされるとき、仮釈放が取り消されて、刑事施設に再収容される。<sup>(85)</sup> つまり、仮釈放は刑の一部を執行した後の条件付釈放である。<sup>(86)</sup>

それに対して、第八条における「放免」は「能ク獄則ヲ守リ工役ヲ勉ムルコト他囚ニ勝ル」という獄内で勤勉な受刑態度を示した「準流ノ囚」や「終身懲役ノ者」に対する「特典」とされている。<sup>(87)</sup> また、第八条における「放免」では、放免後に条件が付されることはなく、再収容についても定められていない。つまり、第八条における「放免」は獄内において勤勉であることを条件とした簡易な早期釈放の形態にすぎない。<sup>(88)</sup> このように、第八条における「放免」は、社会内処遇ではなく特典である点及び放免後に条件が付されず再収容されない点が仮釈放とは異なる。しかし、釈放に関して行状が考慮される点及び早期釈放制度である点については仮釈放と共通している。したがって、第八条は良好な行状に対する褒賞として与えられる早期釈放制度であると位置づけられる。

#### 第四節 本章の小括

以上の論述により、明治五年監獄則懲役十二条の第八条における「放免」は、規定された要件を満たした準流一等（徒役五年）以上及び懲役終身の者を対象とした早期釈放制度であることがわかった。また、第八条の「放免」は教化主義に基づいた収容者の社会復帰に配慮した制度であるとともに、進級制による「教化」の結果が評価されて与えられる褒賞であることも明らかとなった。さらに、第八条の「放免」は「特典」としての早期釈放制度であると位置づけることができた。

このように第八条の「放免」は、社会復帰に配慮した制度であり、「特典」としての早期釈放制度であると評価することができた。しかし、第八条の「放免」の運用において、如何なる形で社会復帰に配慮が向けられていたのか及び第八条の「放免」が、「特典」が与えられるという期待から獄則を守らせて勤勉な姿勢を保持させて、獄内の秩序維持を図ることも目的としていたのかどうかとまでは確認することができなかった。そこで、次章以下では、第八条の「放免」の実際の運用においては、如何なる形で社会復帰に配慮が向けられていたのか及び第八条の「放免」が同指令を通じて如何なる制度に変化したのかを探ることとしたい。

## 第二章 明治七年から明治一三年の旧刑法の公布までの減刑及び「放免」

以上のように、明治五年監獄則においては、早期釈放制度として「放免」という制度が整えられていたものの、従来、明治五年監獄則は制定後まもなく停止されたと考えられてきた。<sup>(90)</sup>しかし、実際は限定的に施行されていた。特に、児玉圭司による考察によって、明治七（一八七四）年以降の「放免」をはじめとする早期釈放制度の実情が明らかになった。これまで、早期釈放制度については、その実情が明らかではなかった。児玉によれば、第八条の「放免」を活用しながら早期釈放が行われていたという。<sup>(91)</sup>児玉は、「明治五年監獄則懲役第八条に明文としてあらわれた刑期短縮制度」が「その後、旧刑法の編纂・施行を通じて、特赦・仮出獄へと分化・展開してゆくさま」を示したのである。<sup>(92)</sup>そこで、本章では、明治七（一八七四）年から旧刑法が公布されるまでの明治一三（一八八〇）年における早期釈放に関する伺指令を用いて、第八条の「放免」がどのように活用されていたのかを確認しながら、早期釈放制度がどのように変化したのかを考察することとしたい。そして、この考察から現在の仮釈放許可の基準の制度設計への示唆を



探ることとする。

この考察にあたり、明治七（一八七四）年付で交わされた功勞ある者に対する「放免」、明治八（一八七五）年付で交わされた「赦宥輕減」せざるを得ない者に対する減刑、功勞と悛改が認められる者に対する減刑と「放免」の擴張及び短期刑の者への減刑と「放免」の適用の拡大に関する伺指令並びに明治一二（一八七九）年付で交わされた多量伺指令のうち減刑及び「放免」に関するものを取り上げる。これらの伺指令の動向を概観したうえで、如何なる理念・目的から如何なる制度に変化したのかについて検討を加えることとしたい。それらとともに、これらの伺指令における文言と現在の仮釈放の要件に関する文言との関連性の有無も確認する。なお、減刑について取り上げるのは、減刑により刑期限の「第一等ノ半」に達して、明治五年監獄則懲役十二條の第八條における「放免」制度の対象となつて「放免」が適用される事例、第八條の「放免」とともに減刑をしたという伺とその指令及び第八條の「放免」の規定に従つたうえで減刑をしたという伺とその指令等を概観しているためである。

## 第一節 明治七年以降の減刑及び早期釈放

### 第一項 明治五年監獄則の限定的施行

伺指令が交わされるようになった背景として、明治五年監獄則を運用する際の課題が多くあつたことが挙げられる。まず、財政的な問題により、明治六（一八七三）年初頭に大蔵省から異議が唱えられた。<sup>(93)</sup> その結果、同年四月の太政官達第一二九号では、当分すべて従前のとおり取計るよう命じて、<sup>(94)</sup> 明治五年監獄則の施行が停止されることとなつた。<sup>(95)</sup> これを受けて、司法省は、司法省達第六一号で「第百二十九号ヲ以テ壬申第三百七十八号御布告監獄並ニ図式ヲ頒布シ且ツ禁囚所遇及ヒ懲役法ノミ先可施行旨相達候処御詮議之次第有之ニ付当分總テ従前之通可取計旨御布告相成候処

其地方ニヨリ監獄建築無之トモ禁囚所遇及懲役法ノミ施行之儀便利之地ニ於テハ監獄則ニ依リ施行可然事<sup>(96)</sup>とした。つまり、地方に監獄建築がなくとも、禁囚処遇及び懲役法の<sup>(97)</sup>施行が「便利な」(手はずが整う)地方においては、禁囚処遇及び懲役法を明治五年監獄則により施行させることとしたのである。<sup>(98)</sup>

## 第二項 明治七年以降の「放免」と減刑の展開

### 一 功労ある者に対する「放免」

明治五年監獄則は限定的ではあるが施行されることになり、その後、各種処分や処遇については、伺と指令を交わして運用されていた。<sup>(100)</sup>特に「放免」等の早期釈放に関する動向を明らかにできるものは、明治七(一八七四)年九月二四日付の東京府伺である。そこで、当時の刑法典である改定律例を概観したうえで、明治七(一八七四)年九月二四日付の東京府伺を取り上げて、功労ある者に対する「放免」について確認することとした。

明治六(一八七三)年七月に施行された改定律例は、新律綱領の規則を補充する刑事法典であり、これと矛盾しない新律綱領の規定は有効とされた。<sup>(101)</sup>また、新律綱領及び改定律例では、刑罰に等級が設けられている。改定律例によれば、等級は懲役十日から懲役十年まで、この上に懲役終身が設けられ、さらに死刑が続いている。<sup>(102)</sup>この刑罰の等級性システムでは、刑罰に「加」「減」の操作を施すことができる。<sup>(103)</sup>このような改定律例における刑罰の等級性のシステムによれば、「減等」とは、刑罰を減輕することである。例えば、懲役十年の一等減であれば、懲役七年となる。

このような刑罰の等級システムを前提に、東京府は明治七年九月二四日付で司法省に対して、つぎの伺を行った。<sup>(104)</sup>

「懲役人能ク獄則ヲ遵守シ使役ヲ勉勵致シ衆囚ニ超過シテ悔悟改心ノ実効瞭然タル者並ニ病囚ヲ懇切ニ看護シテ抜群

功劳有之悔改ノ効驗明亮ナル者ハ各特別ノ御詮議ヲ以本罪減等有之候様致シ度比段相伺候也」

すなわち、東京府は、「能ク獄則ヲ遵守シ使役ヲ勉勵致シ衆囚ニ超過シテ悔悟改心ノ実効瞭然タル者」や「病囚ヲ懇切ニ看護シテ拔群功劳有之候悔改ノ効驗明亮ナル者」を対象とした「本罪減等」を行いたい旨につき、司法省の見解を仰いだ。そして、明治七（一八七四）年一月八日に、司法省はつぎの通り指令を出した。<sup>(10)</sup>

「懲役五年以上ノ囚能獄則ヲ守リ工役ヲ勉ムルコト他囚ニ勝ル者ハ特典ヲ施スコト監獄則中明文アリ其他拔群功劳アル者ニ於テハ其状情詳細具申ノ上臨機特別ノ詮議モ可有之候得トモ一定ノ規則トハ致シ難キ事」

すなわち、司法省は「能獄則ヲ守リ工役ヲ勉ムルコト他囚ニ勝ル者」については、明治五年監獄則懲役十二条の第八条賞罰の明文が<sup>(10)</sup>あり、「放免」の対象となることを示した。そのうえで、「病囚ヲ懇切ニ看護シテ拔群功劳有之候悔改ノ効驗明亮ナル者」等の「其他拔群功劳アル者」については、「其他拔群功劳アル者」を明文化して規則とすることは難しいが、「其他拔群功劳アル者」の情状を詳細に具申した場合には特別に詮議をすることはできるとした。

## 二 「赦宥軽減」せざるを得ない者に対する減刑

先の伺指令では「放免」の対象が「其他拔群功劳アル者」にまで拡張された。しかし、如何なる者まで対象となるのかは定かではない。そこで、如何なる者が対象となるのかについて、司法省が具体的な事例をもとに太政官に伺いをなしている。その伺は、明治八（一八七五）年九月二四日付の司法省から当時行政を掌っていた太政官に対するも

のである。<sup>(107)</sup> 司法省による伺はつぎの通りである。

「罪囚ニ恩典ヲ与フルノ儀伺

律例中罪囚功勞ニ因テ罪輕減スルノ例第二百九十五条第三百四条第三百六条等定例ノ外仍ホ他人ノ死ヲ阻救シテ生命ヲ保全セシメ或ハ病囚ヲ看護シテ快復ヲ為サシメ或ハ能ク工役ヲ勉テ衆ニ勝ル者或ハ能ク勸奨シテ他囚薰陶スル者或ハ恩赦ニ遇フト雖モ偶誤テ恩典ニ与ラサル者等赦宥輕減セサルヲ得サル者事情百出ニシテ律之ヲ該載セス然ルニ今般御渡ノ章程中恩赦ノ特典ヲ奉行スルコト本省ノ事務ニ属スレハ以來右等ノ如キ囚人ハ其獄官ノ申請確實ナレハ本省ノ見込ヲ以テ懲役終身以下総テ右律ニ照準酌量シ本罪一等或ハ二等ヲ減スル様致度最死罪恩赦ノ儀ニ於テハ其都度上裁ヲ經テ処分可致依テ比段相伺候也

明治八年九月廿四日 司法卿大木喬任

太政大臣三条実美殿

司法省は、改定律例の第二九五条<sup>(108)</sup>、第三〇四条<sup>(109)</sup>、第三〇六条<sup>(110)</sup>は、囚人の功勞により、その刑罰の等級を一等減刑する制度を規定しているが、「人ノ死ヲ阻救シテ生命ヲ保全セシメ或ハ病囚ヲ看護シテ快復ヲ為サシメ或ハ能ク工役ヲ勉テ衆ニ勝ル者」や「能ク勸奨シテ他囚薰陶スル者」や「恩赦ニ遇フト雖モ偶誤テ恩典ニ与ラサル者」等の「赦宥輕減」をせざるを得ない者については改定律例に規定されていないことを指摘した。そのうえで、恩赦は司法省の事務とされているので、<sup>(111)</sup> 明文化されていない「赦宥輕減」をせざるを得ない者に関し、司法省の見込みをもって、改定律例（第二九五条、第三〇四条、第三〇六条）を類推適用して、懲役終身以下の者に対し、刑罰の等級を一等又は二等

明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定過程における仮釈放制度について（一）（田内）

「減」したい、すなわち減刑したいとの旨を申し出た。なお、死刑の恩赦については、天皇の裁可を経たうえで適用するものとしている。

このような司法省伺に対しては、明治八（一八七五）年九月二八日付で、太政官法制局が指令案を策定し大臣・参議等に提出してその決裁を求めた。太政官法制局が策定した指令案はつぎの通りである。<sup>(11)</sup>

「別紙司法省伺罪囚赦宥ノ儀審按候所右赦宥ノ儀ハ

天皇陛下ノ特権ニ属スル事件ニ付死刑以下ト雖伺ヲ經テ処分可致ハ勿論ニ候ヘトモ方今御多事ノ中瑣末ノ事件ニ至ルマテ一々伺出候テハ甚煩雜ニ有之且追テ御改正可相成儀ニ候ヘトモ目今律例及ヒ獄則等ニ懲役人赦宥ノ明文有之候分ハ府県裁判所ニ於テモ伺ヲ經ス処分致居候事ニ付当分ノ内申請ノ通御聽許相成可然哉仰高裁候也

御指令案

伺ノ趣当分ノ内聞届候事」

太政官法制局は、天皇の特権に属する事件については死刑以下といえども、伺を経て処分することが当然であるとしつつ、取るに足りない事件に至るまで逐一伺をすることは煩雜であるとした。当時、改定律例及び明治五年監獄則に「赦宥」の規定があるものについては、府県裁判所が伺を経ずに処分しているが、当分の間、この度の司法省の伺を聞き入れることが適切ではないかと大政大臣に提案し、決裁を求めた。太政官は明治八年一〇月七日付で当分の間、司法省の提案の通りによいとの指令と、「罪囚ニ恩典ヲ与フル權ヲ司法省に委任ス」との指令<sup>(12)</sup>を出した。これにより、明治八（一八七五）年九月二四日付の司法省伺において挙げられた「赦宥輕減」せざるを得ない者については、

司法省が当分の間「赦宥軽減」の判断を行うことになった。<sup>(14)</sup>

### 三 功勞と悛改が認められる者に対する減刑と「放免」の擴張

先の伺指令では減刑の対象の擴張がさらになされたが、つぎの再伺とその指令では減刑の幅が擴張されることになった。それは、明治八（一八七五）年一〇月七日付の大政官による「罪囚ニ恩典ヲ与フルノ儀伺」に対する指令を受けた明治八年一〇月二五日付の司法省伺である。その伺はつぎの通りである。<sup>(15)</sup>

「罪囚ニ恩典ヲ与フルノ儀再伺

（先の「罪囚ニ恩典ヲ与フルノ儀伺」と同一の文章であるため省略）

伺ノ趣当分ノ内御聞届相成旨御指令有之候然ル所右ノ内ニハ功勞及ヒ悛改ノ実効等尚一層奇特ヲ極メ僅カ一二等ノ軽減ニテハ恩宥相当不致尚モ有之且情法酌量五等ヲ減スルコトヲ聽サレ其以前ニ在テ処断スル者今日ニ於テハ權衡其宜ヲ得サル儀モ相見候ニ付旁右等特殊ノ者ハ懲役終身以下仍ホ当省ノ見込ヲ以テ特別減免スル様致度依テ此段再相伺候也」

司法省は、「罪囚ニ恩典ヲ与フルノ儀伺」において挙げられた囚人に対する各種「赦宥軽減」について、司法省が当分の間「赦宥軽減」の判断を行うことに言及した。そのうえで、さらに「罪囚ニ恩典ヲ与フルノ儀伺」で挙げた「赦宥軽減」せざるを得ない者の中には、功勞及び悛改等の効果がより現れている者がおり、このような者に対しては、わずか一等や二等の減刑では、「恩宥」として相当ではないとの見解を示した。

明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定過程における仮釈放制度について（一）（田内）

また、司法省は、明治七年二月一八日太政官布告第一三四号によれば、<sup>(16)</sup> 犯罪の情状が軽い者については、裁判時に酌量により五等減を超えない範囲で減輕することが認められたが、それ以前に処断された者に対しては、(それが適用されておらず) 刑罰の権衡を欠いていると指摘している。そこで、司法省は、このような「赦宥軽減」せざるを得ない者で、懲役終身以下である者については、司法省の見込みをもって、「特別減免」をしないと申し出た。

この司法省による再伺に対し、太政官は、明治八(一八七五)年二月一七日付で「伺ノ趣懲役終身以下特別軽減スルハ当分ノ内閣届候得共特別放免スル時ハ其都度可伺出事」との指令を出した。<sup>(17)</sup> 太政官は、懲役終身以下の者について、「特別軽減」をする場合には、当分の間、申し出の通りにして良いとしたが、「特別放免」をする際には、その都度、太政官に伺を出すようにとの指令を出した。

#### 四 短期刑の者への減刑と「放免」の適用の拡大

先の伺指令において減刑の幅が拡張されるのに伴い、つぎの伺とその指令では減刑の対象が拡張されることとなった。明治八(一八七五)年一〇月から一二月の間に司法省による再伺がなされているなか、司法省はさらに明治八年一月三〇日付で、太政官法制局に対し、つぎのような伺をなした。<sup>(18)</sup>

「罪囚ニ特典ヲ与フル儀再ヒ上申ニ及候末猶又当省之見込御問合ニ相成委細致承知候右ハ監獄則ニハ不拘儀ニ有之獄則ハ懲役五年以上役場ニ於テ功勞アル者ニ限り三年以下ノ罪囚ニハ特典及ハサル例ニ候先般ノ再上申之旨趣ハ特典ヲ奉行スル職制ニ基キ懲役終身以下総テ情法ニ於テ減免セサルヲ得サル者ハ当省ノ見込ヲ以テ減免致度見込ニ有之候此段及御報候也」

司法省は、明治八（一八七五）年一〇月二五日付の司法省再伺における罪囚の特典に關し、司法省の申出の通りに、特別減免をすることが認められるであろうことを踏まえて、監獄則では、懲役五年以上の者であり、かつ功勞ある者を放免の対象としており、懲役三年以下の者の罪囚の特典が規定されていないことに言及した。その上で、司法省は、懲役三年以下を含めた懲役終身以下の者に対して、情状で減免せざるを得ない者についても、減免したい旨を具申した。

この伺に対し、明治八（一八七五）年二月一七日付で、太政官法制局は「伺ノ趣懲役終身以下特別軽減スルハ当分ノ内閣届候コト共特別放免スル時ハ其都度伺出ヘキ事」とし、「特別軽減」することについては当分の間申し出の通りにしてよいとし、「特別放免」をすることについてはその都度伺をするようにとの指令を出した。<sup>(49)</sup>

### 第三項 検討

#### 一 減刑及び「放免」の対象の拡張

明治五年監獄則懲役十二条の第八条「賞罰」では、「準流ノ囚」に対する特典として「能ク獄則ヲ守リ工役ヲ勉ムルコト他囚ニ勝ル者」を「放免」の対象としていた。それに対して、前項一の伺指令では、第八条に明文化されていない「其他拔群功勞アル者」についても「放免」の対象としており、「放免」の対象を拡張した。つぎに、前項二の伺指令では、「人ノ死ヲ阻救シテ生命ヲ保全セシメ或ハ病囚ヲ看護シテ快復ヲ為サシメ或ハ能ク工役ヲ勉テ衆ニ勝ル者」や「能ク勸奨シテ他囚薰陶スル者」や「恩赦ニ遇フト雖モ偶誤テ恩典ニ与ラサル者」等という対象を具体化したうえで減刑の対象を拡張した。さらに、前項四の伺指令では、懲役三年以下を含めた懲役終身以下の者を対象として



おり、減刑及び「放免」の対象を拡張した。このような対象の拡張は明治五年監獄則の寛刑主義が表れていると評価できる。

また、明治七（一八七四）年から明治八（一八七五）年において交わされた伺指令を通した減刑及び「放免」の対象の拡張は、明治五年監獄則が教化主義に基づいていたことが影響していると思われる。すなわち、明治五年監獄則では收容者を「教化」して社会復帰させることを目的としている。この「教化」の結果として、減刑及び「放免」の許可に際しては、「衆囚ニ超過シテ悔悟改心ノ実効瞭然タル者」という内面的要素が行状等を通じて外部に表した者や「病囚ヲ懇切ニ看護シテ拔群功勞有之悔改ノ効驗明亮ナル者」という利他的行為を表した者等を評価していることが伺える。つまり、減刑及び「放免」の許可に際しては、「悔悟」や「悔改」といった改善更生に関する面を評価し始めて、それらを示す者に対して、褒賞として減刑又は「放免」が与えられていたのである。

## 二 減刑の幅の拡張

前項二の伺指令では、一等又は二等減であった。それに対して、前項三の伺指令では、一等や二等以上の「特別軽減」を認めており、減刑の幅が拡張された。この減刑の幅の拡張に明治五年監獄則の寛刑主義が表れていると評価できる。

## 三 司法省の裁量の範囲

減刑の対象については司法省の裁量が広く認められていた。それに対して、「放免」の対象とする場合、司法省は太政官の指令に基づかなければならなかった。つまり、司法省の「放免」に関連する裁量は太政官により制限されて

いたといえる。

#### 四 現在の仮釈放の要件に関わる文言との関連性

前項一の功労ある者に対する「放免」では「悔悟」及び「悛改」という文言が、また、前項三の功労と悛改が認められる者に対する減刑と「放免」の拡張では「悛改」という文言が用いられている。「悛改」という文言は、現在の仮釈放の実質的要件である「改悛の状があるとき」と類似している。「悔悟」という文言は、その実質的要件を具体化した、いわゆる社会内処遇規則第二十八条に規定されている文言の「悔悟の情」と共通している。

現在、「改悛」の語は「狭い意味では道徳的な悔悟」をいうが、<sup>(20)</sup>仮釈放の実質的要件である「改悛の状があるとき」とは、「悔悟しているかどうかという本人の内心的状態だけではなく、再犯することなく、社会人としての自立生活が可能であることが認められる客観的状况」を意味しており、<sup>(21)</sup>「客観的な事情を含むもの」とされている。<sup>(22)</sup>また、現在の「悔悟の情」とは、「過去の犯罪に対して反省していること」を意味しており、内面的要素であるが、刑事施設内における行状、処遇の成績、将来の生活設計等、行動を通じて外部に現れる状況から判断される。<sup>(23)</sup>

明治七（一八七四）年から明治八（一八七五）年に交わされた同指令では、例えば「悔悟改心ノ実効瞭然タル者」として「能ク獄則ヲ遵守シ使役ヲ勉励致シ衆囚ニ超過シテ」や「悛改ノ効験明亮ナル者」として「病囚ヲ懇切ニ看護シテ抜群功労有之候」というように、「悛改」及び「悔悟」という文言は、客観的な行状と併置されている。この点から、この「悛改」及び「悔悟」という文言の意味は、内面的要素のみを表しているというよりは、内面的要素が外部に現れた客観的状况を表しているといえる。このように、「悛改」や「悔悟」を要件としつつ、これが外部に現れた客観的状况にも鑑みて判断するという立場が運用で示されている。これは、現在の運用とも共通しているといえる。

この共通点から、明治七年から明治八年に交わされた伺指令により運用された明治五年監獄則懲役十二条の第八条における「放免」は、現在の仮釈放に近接した早期釈放に変化したと評価することができる。

もっとも、現在の仮釈放における「悔改」や「悔悟」は、刑事施設内の行状にとどまらない要素、すなわち社会人として自立可能であることや将来の生活設計等も評価の対象としており、この点で、「放免」は、現在の仮釈放制度と相違する点も見受けられる。それゆえ、明治七年から明治八年に交わされた伺指令における「悔改」や「悔悟」と、現在の仮釈放の実質的要件である「悔改の状があるとき」と仮釈放許可の基準の「悔悟」は、全く同一であるとはいえない。とはいえ、前述の刑事施設内の行状にとどまらない要素を除けば、いずれも受刑者の内面的要素が外部に現れた客観的状况を表している点においては共通している。したがって、明治七年から明治八年に交わされた伺指令により運用されていた第八条の「放免」の文言と、現在の仮釈放の実質的要件及び社会内処遇規則第二十八条に規定されている文言には、関連性があることが認められる。また、第八条の「放免」よりも、明治七年から明治八年に交わされた伺指令により運用されていた「放免」は、より仮釈放に近接した早期釈放の形態に変化したといえよう。

#### 第四項 小括

明治七（一八七四）年から明治八（一八七五）年において交わされた伺指令を概観して、つぎのことを明らかにすることができた。これらの伺指令では、減刑及び「放免」の対象と減刑の幅が拡張された。この減刑及び「放免」の対象と減刑の幅の拡張には、明治五年監獄則の寛刑主義が表れていることが伺えた。減刑及び「放免」の許可の際には、「悔悟」や「悔改」といった改善更生に関する面が評価され始めたが、その評価には褒賞という側面が強いことも明らかにすることができた。

さらに、これらの伺指令から、司法省が「放免」の対象とする際の裁量については制限が加えられていたことを明らかにすることができた。そして、明治七年から明治八年に交わされた伺指令の文言と、現在の仮釈放の実質的要件とそれを具体化した社会内処遇規則第二十八条に規定されている文言には関連性があることがわかった。

しかし、第一章に続いて、明治五年監獄則懲役十二条の第八条における「放免」がこれらの伺指令を通じて「特典」が与えられるという期待から獄則を守らせて勤勉な姿勢を保持させて、獄内の秩序維持を目的としたことまでは確認することができなかった。

## 第二節 明治一二年以降の減刑及び「放免」の動向

### 第一項 懲役終身以下の者に対する減刑の手段の変更

明治九（一八七六）年以降になされた減刑又は「放免」に関する伺指令で、国立公文書館所蔵の『太政類典』において確認できた伺指令は、明治一二（一八七九）年以降のものである。明治一二年以降になって伺指令が多く交わされるようになる。契機となった伺は、明治一二年四月二四日付の司法省による太政官法制局に対する「特別軽減」に関する伺である。<sup>(四)</sup> その伺はつぎの通りである。

司法省は、まず、改定律例や監獄則に明文化されていない者について、懲役終身以下の者の「特別軽減」及び監獄則懲役十二条の第八条の特典を適用する場合には、その都度伺をすべきことであることに言及した。そのうえで、監獄則第八条第三項の「準流ノ囚能ク獄則ヲ守リ工役ヲ勉ムルコト他囚ニ勝ル者ハ第一等期限ノ半ヲ過キ<sup>(五)</sup>」との要件を満たし、特典に処すべき者のように、監獄則に明文化されている事例についても、念のため伺をする必要があるか否かを質問した。

この伺に対し、太政官法制局は指令案を策定して、同年五月一日付で大臣・参議等によるその決裁を求めた。<sup>(17)</sup>この指令案について、太政官法制局は、改定律例に明文化されている者以外で懲役終身以下の「特別軽減」する者については、その都度伺を出すことになっていると説明した。しかし、監獄則懲役十二条の第八条に該当する者については伺を出すに「放免」を行っているが、監獄則に該当する者は改定律例の条文にあるような「減等」にすべき者とは異なっている、伺を出すようにすべきであると提言した。その後、決裁がなされて、太政官は、同年五月一日付で「伺之通」との指令を出すとともに、「監獄則第八条三項ニ照シ特典ニ処スヘキ者毎時上裁ヲ乞ハシム」との指令を出した。<sup>(18)</sup>この伺指令により、明治五年監獄則懲役十二条の第八条第三項に該当する者であっても、司法省が太政官の判断を仰ぐこととなった。

## 第二項 減刑及び「放免」に関する事例

このように、明治十二(一八七九)年以降、司法省と太政官との間で、減刑及び「放免」に関する伺指令が多く交わされるようになった。以下で、明治一二年付で交わされた多量の伺指令のうち、確認し、読み取ることができた事例を取り上げて、減刑及び「放免」の許可の際に考慮していたと考えられる内容ごとに分類を試みた。そして、この分類された事例の減刑及び「放免」が、如何なる制度に変化したのかについて考察する。そのうえで、明治十二年以降に交わされた伺指令により運用されていた「放免」制度と、現在の仮釈放制度との関連性の有無・程度を確認するとともに、現在の仮釈放許可の基準の制度設計への何らかの有益な示唆を探ることとしたい。

### 一 獄則を謹守して「他囚」よりも「改良」の実効を示したことに對する「放免」

明治六（一八七三）年七月二十八日に懲役七年に処された「懲役人」が「入場」以来獄則を守り「他囚」よりも数種の「工役」を勤める等の「改良」の実効を示しているとともに、本罪一等の期限の半を経過していた。明治一二（一八七九）年二月一〇月一三日付の太政官の指令では、特典をもってその「懲役人」を「放免」とした。<sup>(12)</sup> 宣告刑から減じられた刑期は約七か月であった。

## 二 獄則を謹守して悔悟の状を表したことに對する減刑

明治四（一八七一）年一月四日に懲役一〇年に処された「懲役人」が入監以来獄則を守り、駆役を勤め、「悔悟ノ状」がある等殊勝な者であり、他囚の模範となっていた。その「懲役人」の刑期が未だ明治五年監獄則懲役十二条の第八条の特典の期限に至っていないが、明治一二（一八七九）年五月六日付の太政官の指令で、一等減として懲役七年とした。<sup>(13)</sup> 宣告刑から減じられた刑期は約三年であった。

## 三 改定律例に規定されている減刑

1 明治七（一八七四）年二月三日に懲役一〇年に処された「懲役人」が明治一〇（一八七七）年一月一日付で逃走囚を捕獲した功勞により本罪一等減として懲役七年に減刑された。さらに、明治一一（一八七八）年一月一日付で逃走囚を捕獲した功勞により懲役五年に減刑された。明治一二（一八七九）年七月一日付の太政官の指令では、その「懲役人」が獄則を謹守しており、刑期が明治五年監獄則懲役十二条の第八条の一等期限の半を経過していたため、特典をもって放免とした。<sup>(14)</sup> 宣告刑から減じられた刑期は約五年六か月であった。

2 明治一一（一八七八）年五月一日に懲役一年に処された「懲役人」が明治一二（一八七九）年一月一日に消

防に尽力した。明治一二年五月二日付の太政官の指令では、その「懲役人」が消防に尽力したため、特典をもつて一等減として、懲役一〇〇日にする<sup>(132)</sup>とした。宣告刑から減じられた刑期は約二六五日であった。この事例における実際の刑期は、宣告刑の三分の一以下に短縮されている。

#### 四 看病に対する減刑

明治七（一八七四）年三月八日に懲役終身に処せられた「懲役人」が、明治一一（一八七八）年に「囚徒」の看病に従事したのちに、老人の看病にも従事した。明治一二（一八七九）年二月六日付の太政官の指令では、その「懲役人」が看病に従事したことにより、本罪二等減として、懲役七年とした<sup>(133)</sup>。この事例では、宣告刑は無期刑であったが、実際の刑期は懲役七年となった。

#### 五 人命救助に対する減刑

明治七（一八七四）年九月七日に懲役一〇年に処された「懲役人」が明治一二（一八七九）年六月一四日に首つりをしようとした「囚徒」を救助した。そして、明治一二年八月八日付の太政官の指令では、その「懲役人」が常に謹慎し能く獄則を守り駆役を勉励するだけではなく、「囚徒」を救助したことにより「悔非遷善ノ実績顕然」であるとして、特典をもって一等減とし、懲役七年とした<sup>(134)</sup>。宣告刑から減じられた刑期は約三年であった。

### 第三項 検討

#### 一 教化主義に基づいた減刑及び「放免」

前項一と前項二の減刑又は「放免」の指令は、「獄則を守」ることをその理由として明示しており、この点が共通している。この「獄則を守」ることは、客観的な行状である。つまり、当時の減刑及び「放免」の許可の際には、客観的状况を評価していたことが伺える。また、前項四の「看病」及び前項五の「人命救助」に対する減刑においては、利他的行為をした点が共通している。これは収容者が教化された結果の行動であるといえる。つまり、減刑及び「放免」の許可の際には、教化された結果の行動も評価していたといえる。もっとも、同時に、褒賞として減刑又は「放免」を許可している面も見受けられる。

とはいえ、前項一における「改良」、前項二における「悔悟」又は前項五における「悔非遷善」のように、減刑又は「放免」を許可する際には、内面的要素をその理由として明示している。これらの内面的要素は改善更生に関する側面ともいえ、減刑及び「放免」の許可の際には、改善更生に関する側面を評価していたといえよう。以上からすると、減刑及び「放免」は、褒賞の側面が強いものの、教化主義に基づいて改善更生に関する側面を評価しており、社会復帰に配慮した制度と評価することができる。

## 二 改定律例による減刑

前項三の獄則を遵守して逃走囚を捕獲した者や消防に尽力した者は、改定律例第三〇四条（逃走囚を捕獲した者）及び第三〇六条（消防に携わった者）の減刑事由により減刑されている。<sup>(55)</sup> 改定律例による減刑は、獄内の秩序維持に貢献したという客観的な行状によるものである。この獄内の秩序維持への貢献は、刑事施設側にとって有益な行動であり、その行動に対して、刑事施設側が褒賞として減刑を許可していることが伺える。つまり、獄内の秩序維持に対する減刑は褒賞の側面が強いことが見受けられる。もっとも、前項四、五の指令に鑑みると、教化された結果、収容



者が獄内の秩序維持に貢献しているとすれば、教化された内面的要素が外部に現れたものと評価することができる。したがって、改定律例による減刑であっても改善更生に関する側面を評価しているともいえ、その限度で改定律例における減刑と明治五年監獄則における減刑及び「放免」は、その運用を通じて共通化が進んだと評価することができる。

### 三 現在の仮釈放の要件に関わる文言との関連性

前項二の「悔悟の状」という文言と仮釈放の実質的要件を具体化した社会内処遇規則第二十八条に規定されている文言の「悔悟の情」は、「状」と「情」の違いがあるものの、共通している。先に述べた通り、現在の「悔悟の情」とは、「過去の犯罪に対して反省していること」を意味しており、内面的要素であるが、刑事施設内における行状、処遇の成績、将来の生活設計等、行動を通じて外部に現れる状況から判断される<sup>(136)</sup>。

前項二では、「入監以来獄則を守り、駆役を勤め、『悔悟ノ状』がある等殊勝な者」というように、「悔悟」という文言は、客観的な行状と併置されている。このことからすれば、この「悔悟の状」という文言の意味は、内面的要素のみを表しているというよりは、内面的要素が外部に現れた客観的状況を表しているといえる。このように、「悔悟の状」を要件としつつ、これが外部に現れた客観的状況にも鑑みて判断するという立場が運用で示されている。これは現在の運用とも共通しているといえる。この共通点から、明治一二（一八七九）年に降に交わされた伺指令により運用された減刑又は「放免」は、明治七（一八七四）年から明治八（一八七五）年に交わされた伺指令により運用された明治五年監獄則懲役十二条の第八条における「放免」に引き続き、現在の仮釈放に近接した早期釈放に変化したと評価することができる。

もっとも、明治一二年以降に交わされた伺指令により運用された減刑又は「放免」は、現在のような、刑事施設内の行状にとどまらない要素、すなわち社会人として自立可能であることや将来の生活設計等を評価の対象としておらず、現在の制度とは相違する点も看取された。それゆえ、この減刑又は「放免」における「悔悟の状」と現行の「悔悟の情」は全く同一であるとはいえない。しかし、前述のような刑事施設内の行状にとどまらない要素を除いて考えれば、施設内において内面的要素が外部に現れた客観的状況を重視する点で、明治一二年以降の減刑及び「放免」における「悔悟の状」と、現在の仮釈放許可の基準の「悔悟の情」は、相当程度共通している。したがって明治一二年以降に交わされた伺指令により運用されていた「放免」の制度と、現在の仮釈放制度には、かなりの関連性があることが認められる。

#### 四 現在の仮釈放許可の基準への示唆

現在の仮釈放の実質的要件は「改悛の状があるとき」である（刑法第二十八条）。この「改悛の状があるとき」は、社会内処遇規則第二十八条に具体化されている。すなわち、同条は「①悔悟の情及び改善更生の意欲があり、②再び犯罪をすすおそれがなく、かつ、③保護観察に付することが改善更生のために相当であると認められるときにするものとす。ただし、④社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りではない。」と規定している。そして、「仮釈放を許すにはこれらのいずれもが満たされることが必要である」とされており、これらを①から順次評価しているという<sup>(38)</sup>。このように逐次的に仮釈放許可の基準が判断されることは、仮釈放の許可の判断が事務的かつ硬直化してしまい、仮釈放許可の基準を満たすことができない者が少なくない、との強い批判が存在している<sup>(39)</sup>。

それに対して、前項一の伺指令を交わしながら運用された「放免」（明治五年監獄則懲役十二条の第八条）は、良

好な行状に対する褒賞として与えられる早期釈放制度にとどまるものの、その許可の際には、教化主義に基づいて改善更生に関する側面を柔軟に評価している。つまり、その許可にあたっては、改善更生に関する側面を総合的に判断しており、弾力的に運用されていたといえよう。このような第八条の「放免」の運用は、当時、どの程度それが実施されていたかが定かではないとともに、欧米並の法制度が確立していなかった時期であったとしても、現在の仮釈放の許可の判断が事務的かつ硬直していることを鑑みると、その制度設計において総合的かつ弾力的に判断するという運用の方向を示唆するものであろう。

#### 第四項 小括

明治一二（一八七九）年以降に交わされた伺指令を検討した結果、まず、減刑及び「放免」は、褒賞の側面が強いが、教化主義に基づいて、改善更生に関する側面を評価して、社会復帰に配慮した制度であったことを明らかにすることができた。また、改善更生に関する側面を評価するという限度で、改定律例における減刑と明治五年監獄則における減刑及び「放免」の共通化が進んだことを確認することができた。さらに、明治一二年以降に交わされた伺指令における第八条の「放免」と現在の仮釈放の実質的要件には関連性があることが認められた。このように伺指令により運用されていた第八条の「放免」を明らかにすることにより、現代とは時代背景や仮釈放者数が異なるとしても、現在の事務的かつ硬直化しているといえる仮釈放許可の基準の運用について、将来の総合的かつ弾力的な運用の方向を示唆することができた。

しかし、明治五年監獄則懲役十二条の第八条における「放免」が、これらの伺指令を通じて「特典」が与えられるという期待から獄則を守らせて勤勉な姿勢を保持させて、獄内の秩序維持を目的としたとまでは確認することができ

なかった。この点は第一章の検討でも確認することができなかった。

### 第三節 本章の小括と次章の検討方針

本章では、つぎのことを明らかにすることができた。まず、明治七（一八七四）年から明治八（一八七五）年において交わされた伺指令における減刑及び「放免」は、寛刑主義に基づいて、その対象及び減刑の幅を拡張したことを明らかにすることができた。また、その減刑及び「放免」の許可の際には、改善更生に関する側面を評価し始めたものの、その評価は未だ褒賞の側面が強いものであることを明らかにした。その後、明治一二（一八七九）年以降に交わされた伺指令における減刑及び「放免」では、その対象及び減刑の幅の拡張がみられなかった。しかし、それらは、褒賞の側面も依然として強いものであったが、教化主義に基づいて、改善更生に関する側面を評価していたことと、社会復帰に配慮した制度であったことを明らかにすることができた。このように、伺指令を交わしながら運用された「放免」の動向を明らかにしたことにより、その弾力的な運用を現在の仮釈放許可の基準の運用にあたり参考とすべき面があることを示すことができた。そして、明治七年以降の伺指令による運用と、現在の仮釈放の制度には関連性があることを示すことができた。

本章で得られた知見を踏まえて、次章の検討方針を示すこととしたい。まず、本章においても、明治七年以降の伺指令を通じて運用された明治五年監獄則懲役十二条の第八条における「放免」が、「特典」が与えられるという期待から獄則を守らせて勤勉な姿勢を保持させて、獄内の秩序維持を目的とした制度であることまでは確認することができなかった。そこで、まず、西欧法継受以後において、旧刑法の草案の起草から制定までの間の草案の内容とその議論に焦点を当てて、仮釈放（仮出獄）制度が如何なる理念・目的に基づいて導入されたのかを確認する。そして、そ

の要件及び効果等が、如何にして形成されたのかについて、分析したうえで、それらに検討を加える。

また、本章においては前章と同様に、明治七年以降の伺指令を通じて、運用された「放免」が条件付釈放であることは確認できなかった。その後の旧刑法では、仮出獄の制度は条件付釈放として採用され、仮出獄の停止（現行法の仮釈放の取消しに相当する）の規定も盛り込まれている。そこで、旧刑法の草案の起草から制定までの間の草案の内容とその議論に焦点を当てて、仮出獄及びその停止の制度が如何なる理念・目的の下で採用されたのかを分析・検討することとしたい。

つぎに、本章では、明治七年以降の伺指令により運用された「放免」制度と現在の仮釈放制度には、関連性があることが認められた。そこで、第三章以下では、明治七年以降の伺指令における「放免」制度が旧刑法の草案の起草から制定までの間の草案における仮出獄の制度と、如何なる関連性があるのかについて考察することとしたい。

【注】

(1) 西田典之ほか編『注釈刑法 第一巻 総論』（有斐閣、二〇一〇年）二二七～二九頁「金光旭」、大塚仁ほか編『大コンメンター刑法【第三版】』（青林書院、二〇一五年）七二～七三頁「林眞琴」、川出敏裕『金光旭『刑事政策【第二版】』（成文堂、二〇一八年）二四七頁。

(2) 「仮釈放」との呼称は、平成一七（二〇〇五）年の監獄法改正で「監獄」が「刑事施設」に改められたのを受けて変更されたものであり、本稿では当時の文献を参照した場合には「仮出獄」を用いることとする。西田ほか編『前掲注（1）』二一九頁「金光旭」。仮釈放の成立過程については、正木亮「日本固有の仮出獄制度の発生と起源」刑政第三六巻第一号（一九三三年）五〇頁以下、齋藤三郎「仮釈放制度の進展」刑政第六一巻一―二号（一九五〇年）五一頁以下、小川太郎「更生保護法」（一粒社、一九五四年）一一―一頁以下、小川太郎「自由刑の展開 保護観察を基点とした保安処分」（一粒社版、一九六四年）一六六頁以下、藤井恵「仮釈放制度の発達」刑政第七六巻八号（一九六五年）一六頁以下、正木亮「犯罪と矯正」（矯正協会、一九六九年）一六頁以下、山本篤朋「仮出獄の変遷」犯罪と非行第四三号（一九八〇年）四八頁以下、小川太郎「仮出獄の思想」犯罪と非行第四三号（一九八〇年）二四頁以下、太

田達也「仮釈放要件と許可基準の再検討…「改悛の状」の判断基準と構造」法學研究第八四卷第九号（二〇一一年）一三頁以下、児玉圭司「明治前期における刑期短縮制度の展開—恩赦特典、そして特赦・仮出獄へ—」法史学研究会会報第一八号（二〇一四年）一一八頁以下、三田奈穂「明治期における仮出獄と特別監視」成蹊法学第八四号一一頁以下等を参照。

(3) 岡田朝太郎『日本刑法論完「訂正増補再版」』（有斐閣、一九八一年）四頁「西岡正之」、太田・前掲注(2)一六七頁、朝倉京一ほか編『日本の矯正と保護 第二卷 保護編』（有斐閣、一九八一年）八二頁「西岡正之」、太田・前掲注(2)七〇頁。

(4) 明治五年監獄則の停止から明治一五年旧刑法の施行までの早期釈放制度の運用に関しては、児玉圭司によって検討がなされている。児玉圭司「明治前期の監獄における規律の導入と展開」法制史研究第六四号（二〇一四年）一〇五七頁、児玉・前掲注(2)一一八〜一三〇頁。

(5) 瀧川政次郎『日本行刑史』（青蛙房、一九六一年）二〇六頁。

(6) 水林彪「Ⅱ刑罰の体系」石井紫郎『水林彪「法と秩序」』（岩波書店、一九九二年）四七四〜四七五頁。

(7) 平成二〇年五月九日保観三三二五号矯正局長保護局長依命通達「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について」。

(8) 太田・前掲注(2)一九頁。

(9) 石井良助『明治文化史 第二卷 法制』（原書房、一九八〇年）四五二〜四五四頁。

(10) 本稿では、法律上「仮釈放」という名が付けられている「懲役又は禁錮の受刑者に対する仮釈放」を対象とする。西田ほか編・前掲注(1)二二五頁「金光旭」、大塚ほか編・前掲注(1)七一九頁「林眞琴」。

(11) 重松一義『近代監獄則の推移と解説 現行監獄法への史的アプローチ』（北樹出版、一九七九年）七四〜七六頁。

(12) 岡田・前掲注(3)八三頁、小川・前掲注(2)一六七頁、朝倉ほか編・前掲注(3)四頁「西岡正之」、太田・前掲注(2)七〇頁。

(13) 岡田・前掲注(3)八三頁、小川・前掲注(2)二六頁、安形静雄「仮釈放制度と地方更生保護委員会」平野龍一編『講座 少年保護(三)』（大成出版社、一九八三年）一一頁、瀬川晃「仮釈放の現代的動向と課題」同志社法学第三八卷第三号（一九八六年）二七七頁、姫嶋瑞穂『明治監獄法成立史の研究 欧州監獄制度の導入と条約をめぐる』（成文堂、二〇一一年）三八頁。

(14) 本稿における引用に際しては、旧字体を新字体に改め、合字を適宜変更した（例えば「假」を「仮」に「佻」を「トモ」に改めるなど）。

(15) 石井・前掲注(9)五五〜五八頁、川口由彦『日本近代法制史「第2版」』（新世社、二〇一四年）二二〜三三頁。

- (16) 石井・前掲注(9) 五九〜六一頁、川口・前掲注(15) 二三〜二五頁。
- (17) 内閣官報局編『法令全書 自慶応三年一月至明治元年二月』(原書房、一九七四年) 六〜八頁、石井・前掲注(9) 五九〜六一頁、川口・前掲注(15) 二三〜二五頁。
- (18) 内閣官報局編・前掲注(17) 一三七〜一四六頁、石井・前掲注(9) 八四〜八六頁、川口・前掲注(15) 二六〜二七頁。
- (19) 内閣官報局編『法令全書 明治二年』(原書房、一九七四年) 二二二〜二九頁、石井・前掲注(9) 八八頁、川口・前掲注(15) 三〇〜三二頁。
- (20) 瀧川・前掲注(5) 一八七〜一八八頁。
- (21) 明治二年二月に刑部省内に新官制として囚獄司が設けられた。当時、中央官制上、囚獄司は、刑部省の一部局であり、旧江戸幕府小伝馬町牢屋敷、石川島人足寄場、品川・浅草溜を管轄するものであり、全国府藩県に対し改革の指標を示す立場であった。囚獄権正となった小原は、長官である囚獄司正が欠員していたため、事実上の司正であった。重松一義『日本獄制史の研究』(吉川弘文館、二〇〇五年) 二〇八頁。
- (22) 財団法人刑務協会『日本近世行刑史稿・下』(財団法人矯正協会、一九七八年) 八〇、三六一〜三六二頁。
- (23) 当時、牢屋管理のために置かれた役人の他に、各監房には、牢内役人又は役人囚人と呼ばれる「牢名主(名主)」が置かれていた。「牢名主」は、その他の囚人の自治的な役人である。石井良助『江戸の刑罰』(中央公論社、一九六四年) 一〇五頁。小伝馬町牢屋敷は大規模な牢であり、「囚獄以下の正規の牢役人のもと、大雑居の牢内には牢名主以下の牢役人が存在」しており、事実上、二重支配構造であった。重松・前掲注(21) 九一〜九二頁。
- (24) 瀧川・前掲注(5) 二〇五頁、平松義郎『刑罰の歴史』(荏子邦雄ほか編『刑罰の理論と現実』(岩波書店、一九七二年) 六六〜六七頁。
- (25) 小原重哉『大日本獄制沿革史』(金港堂、一八八九年) 三三三頁。
- (26) 当時の香港の処遇では、在監者の刑種、国籍又は習慣及び氣質に応じて分類し、刑務作業として大半の在監者に対し道路建設、その他の使役(靴製造、洋裁等)をさせていた。小澤政治「小原重哉による香港・シンガポール諸監獄の視察(明治四年)について(その二)」刑政第一二四卷二号(二〇一三年) 八四〜八五頁。
- (27) 当時のシンガポールの処遇においては、作業階級制を採用しており、その階級は一級から六級としていた。その階級の最終段階である一級になると、在監者は「仮釈放証票(ticket of leave)」を受けて釈放され、毎月の初日に監獄に出頭して現在の居所を申告しなければならなかった。刑務作業についても、階級ごとに異なり、五級から三級は土地開墾などの屋外作業、二級は官吏補助者として

の雑用的な作業が割り当てられる等、処遇格差が設けられていた。宮本隆史「植民地統治と監獄制度——一九世紀中葉の海峽植民地における囚人の管理——」南アジア研究第一九号（二〇〇七年）一一〜一五頁、小澤・前掲注（26）九〇〜九一頁。

(28) 瀧川・前掲注（5）二〇五頁、石井・前掲注（9）二九一頁。

(29) 内閣記録局編『法規分類大全 治罪門（二）』（原書房、一九八〇年）六二頁以下。

(30) 重松・前掲注（11）三三〜三五頁。

(31) 石井・前掲注（9）二九一頁、重松・前掲注（21）二二五〜二二七頁。

(32) 江戸時代のうち、寛保二年（一七四二年）の公事方御定書の制定以後を指している。石井・前掲注（23）二二頁。

(33) 当時の改心奨励のために行われた執行方法としては、重き盗み、殺人等を除き悪事をして後悔して止めた者に対する軽い罪の適用、一五歳未満の幼年者に対する悔悛を目的とした刑罰、赦の制度の成文化、人足寄場の創設等が挙げられる。石井・前掲注（23）一三〜一五頁。

(34) 石井・前掲注（23）九、一二〜一三頁。

(35) 瀧川・前掲注（5）一九一〜一九二頁、平松「刑罰の歴史」荻子ほか編・前掲注（24）六三頁、内閣記録局編『法規分類大全 刑法門（一）』（原書房、一九八〇年）二頁、川口・前掲注（15）一一三〜一一四頁。

(36) 瀧川・前掲注（5）一九一〜一九二頁。

(37) 石井・前掲注（9）二七一頁、内閣記録局編・前掲注（35）五五頁以下、川口・前掲注（15）九五〜九八頁。

(38) 石井・前掲注（9）二七六〜二七八頁、川口・前掲注（15）九八〜一〇二頁。

(39) 水林「新律綱領・改定律例の世界」石井・前掲注（6）四六八〜四六九頁、明治五年（一八七二年）四月に答杖徒流の教育刑は勞役刑に一本化された。内閣記録局編・前掲注（29）五六〜五七頁。

(40) 石井・前掲注（9）二九二頁。

(41) 瀧川・前掲注（5）二〇六頁。

(42) 内閣記録局編・前掲注（29）六二頁。

(43) 瀧川・前掲注（5）二〇六〜二〇七頁、平松「刑罰の歴史」荻子ほか編・前掲注（24）六九頁、重松・前掲注（21）二二二〜二二四頁、姫嶋・前掲注（13）（成文堂、二〇一一年）三五〜三六頁。

(44) 平松義郎「近代自由刑の展開——日本における——」大塚仁ほか編『行刑の現代的視点』（有斐閣、一九八二年）五頁。

(45) 平松「刑罰の歴史」荻子ほか編・前掲注（24）六九頁。



- (46) 水林「II 刑罰の体系」石井Ⅱ水林・前掲注(6) 四七四〜四七八頁。
- (47) 法務総合研究所編『刑事関係旧法令集(刑事訴訟法・矯正保護法編)』(法務総合研究所、一九六八年) 一八一〜一九一頁。
- (48) 石井・前掲注(9) 二九一頁、重松・前掲注(21) 二二五〜二二七頁。
- (49) 「既決囚」とは、常囚(老幼婦女を除く懲役囚)、殊芸(技能のある懲役囚)、老幼(老は七〇歳以上、幼は二〇歳以下・一五歳以下の男子・一〇歳以下の男女等)、婦女(老幼の区別なく、女性)のことであり、それぞれ使役(作業をさせること)の方法が定められている。重松・前掲注(11) 六二〜六七頁。
- (50) 重松・前掲注(11) 六二〜六三頁。
- (51) 一八五四年にアイルランドにおいて累進制度、中間監獄制度、警察による監督が伴う仮釈放の順に処遇を行うアイルランド制が創設され、一九世紀後半から、その制度は英国全土及びその植民地において採用された。エベリン・ラッグルス・ブライス著・司法省調査課訳『英国監獄制度(司法資料第一七号)』(司法省調査課、一九三三年) 五八〜五九、六三頁、正木亮「自由刑執行の累進制度」法学志林第二五巻第六号(一九三三年) 三六〜三九、四一〜四四頁、正木亮『新監獄学』(一粒社、一九四二年) 二〇三〜二〇六頁。
- (52) 重松・前掲注(11) 六二〜七二頁。
- (53) 瀧川政次郎「監獄則時代の獄制と小原重哉」刑政第七二巻第二号(一九五二年) 五一頁、姫嶋・前掲注(13) 三五頁。
- (54) 重松・前掲注(11) 六七〜六八頁。
- (55) 重松・前掲注(11) 六七〜七〇頁。
- (56) 石井・前掲注(9) 二九二頁。
- (57) 内閣記録局編・前掲注(29) 六九〜七〇頁、法務総合研究所編・前掲注(47) 一八六頁。
- (58) 姫嶋・前掲注(13) 三八頁。
- (59) 内閣記録局編・前掲注(29) 六九頁、法務総合研究所編・前掲注(47) 一八六頁。『法規分類大全・治罪門(二)』では「準流」とされているが、『刑事関係旧法令集(刑事訴訟法・矯正保護法編)』では「準流」とされている。本稿では「準流」を用いることとする。
- (60) 法務総合研究所編『刑事関係旧法令集(刑法編)』(法務総合研究所、一九六九年) 五六頁。
- (61) 水林「新律綱領・改定律例の世界」石井Ⅱ水林・前掲注(6) 四七二頁。
- (62) 水林「新律綱領・改定律例の世界」石井Ⅱ水林・前掲注(6) 四七二頁。
- (63) 「準流法」

一等徒役 五年

二等徒役 七年

三等徒役 十年

北海道流所御規則追テ被相定候迄暫ク流刑ヲ停メ役限ヲ五徒之上ニ加ヘ準流法被相設候条流刑ヲ犯シ候者ハ右ニ照準シ処置可致候事」

内閣記録局編・前掲注(29) 二八〇～二九頁。

(64) 内閣記録局編・前掲注(29) 六九頁、法務総合研究所編・前掲注(47) 一八六頁、重松・前掲注(11) 七四〇～七六頁。

(65) 内閣記録局編・前掲注(29) 六九頁、法務総合研究所編・前掲注(47) 一八六頁、重松・前掲注(11) 七四〇～七六頁。

(66) 内閣記録局編・前掲注(29) 六九頁、法務総合研究所編・前掲注(47) 一八六頁、重松・前掲注(11) 七四〇～七六頁。

(67) 内閣記録局編・前掲注(29) 九〇頁、法務総合研究所編・前掲注(47) 二二〇～二二二頁。

(68) 尋常懲役表によれば、「常人」の準流五年の者が各等の段階に進まに要する期間は、第四等の段階が一〇〇日、第三等の段階が二年、第二等の段階が三年半、及び第一等の段階が四年である。内閣記録局編・前掲注(29) 九〇頁、法務総合研究所編・前掲注

(47) 二二〇～二二二頁。

(69) 常人、殊芸、幼老、婦女については、明治五年監獄則において明確な定義がなされていない。もっとも、重松一義が新律綱領、改定律例及び明治五年監獄則興造十二条の第十条懲治監の規定を参照し、常人、殊芸、幼老、婦女についてつぎの通り説明している。

「常人」とは常囚(老幼婦女を除く懲役囚)、「殊芸」とは技能のある懲役囚、「老幼」の老とは七〇歳以上、「幼」とは二〇歳以下・一五歳以下の男子・一〇歳以下の男女の三区分別、「婦女」とは老幼の区別なく女性のことであるという。重松・前掲注(11) 六三、六六頁。

(70) 瀧川・前掲注(5) 二〇六頁。

(71) 水林「II 刑罰の体系」石井II 水林・前掲注(6) 四七四～四七八頁。

(72) 重松・前掲注(11) 六二～六七頁。

(73) 石井・前掲注(9) 二九二頁。

(74) 内閣記録局編・前掲注(29) 六九〇～七〇頁、法務総合研究所編・前掲注(47) 一八六頁。

(75) 姫嶋・前掲注(13) 三八頁。

(76) 重松・前掲注(11) 六七～七〇頁。

(77) 岡田・前掲注(3) 八一～八三頁、小川・前掲注(2) 二六頁。

(78) 安形「仮釈放制度と地方更生保護委員会」平野編・前掲注(13) 一一一頁、瀧川晃・前掲注(13) 二七七頁。

明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定過程における仮釈放制度について(一)(田内)

- (79) 姫嶋・前掲注(13) 三八頁。
- (80) もっとも、わが国の仮釈放の淵源を明治五年監獄則よりもさらに遡って人足寄場に求める見解や仮釈放制度は旧刑法によって導入されたとの見解もある。人足寄場に求める見解は、正木・前掲注(2) 五〇〜五一頁、東邦彦「假釋放制度の法律的・政策的考察」(上)「刑政第四七卷第四号(一九三四年) 三八頁、小川・前掲注(2) 一六六頁、藤井・前掲注(2) 一九頁、安形静男「仮釈放制度沿革誌略」犯罪と非行第一一号(一九九七年) 一七七〜一七九頁等を参照。仮釈放制度は旧刑法によって導入されたとの見解は、齋藤・前掲注(2) 五一頁、井出幹暉「仮釈放審理の問題と対象」犯罪と非行第四三号(一九八〇年) 六一頁、西岡正之「仮釈放者の保護観察」法律のひろば第三七卷第二号(一九八四年) 二六頁等を参照。
- (81) 朝倉ほか編・前掲注(3) 一七六頁「藤井恵」、大谷實「新版 刑事政策講義」(弘文堂、二〇〇九年) 二六七頁、川出||金・前掲注(1) 二三八頁。
- (82) 平野龍一『矯正保護法』(有斐閣、一九六三年) 九六頁。
- (83) 西田ほか編・前掲注(1) 二二八〜二二九頁「金光旭」、大塚ほか編・前掲注(1) 七二三〜七二四頁「林眞琴」、川出||金・前掲注(1) 二四七〜二四八頁。
- (84) 大塚ほか編・前掲注(1) 七一九〜七二四頁「林眞琴」、川出||金・前掲注(1) 二四八〜二四九頁。
- (85) 西田ほか編・前掲注(1) 二二九、二四三頁「金光旭」、大塚ほか編・前掲注(1) 七二八〜七三〇頁「林眞琴」、川出||金・前掲注(1) 二五一〜二五二、二五八〜二五九、二六一頁。
- (86) 平野・前掲注(82) 九六頁。
- (87) 正木・前掲注(2) 二二頁、重松・前掲注(11) 七五頁。
- (88) 小川・前掲注(2) 一六七頁。
- (89) 正木・前掲注(2) 二二頁、重松・前掲注(11) 七五頁。
- (90) 岡田・前掲注(3) 八二三頁、小川・前掲注(2) 一六七頁、朝倉ほか編・前掲注(3) 四頁「西岡正之」、太田・前掲注(2) 七〇頁。
- (91) 児玉・前掲注(2) 一一八〜一三〇頁、児玉・前掲注(4) 一〜五七頁。
- (92) 児玉・前掲注(2) 一一五〜一三一頁。
- (93) 大蔵省はつぎの通り意義を唱えた。「(省略) 囚人獄衣内臥具並飯米等ノ支給方法及ヒ有宿ハ自費無宿ハ官費ノ成規共従前ノ通御措置無之候半テハ矢張概算ノ指引金三十五万五千八百六十三円程別途御出方可相成左候テハ兼テ具状仕候通歳入出目途相狂ヒ随テ御經濟

ノ基相崩レ可申(省略) 是非当分従前ノ御据置相成候外他途無之候間此段御没量被成下獄衣以下ノ件々即今御見合従前ノ通御据置相成候様至急公布有之度此段更上陳仕候也」内閣記録局編・前掲注(29) 一〇七〜一一二頁。

(94) 例えは明治六年三月に「笞杖実決が再び許され」た。平松「刑罰の歴史」莊子ほか編・前掲注(24) 六九頁、内閣記録局編・前掲注(29) 一〇七頁。

(95) 内閣記録局編・前掲注(29) 一〇七頁、国立公文書館所蔵『公文録』所収・明治六年四月司法省伺十一「禁囚所遇懲役法ノ儀ニ付伺」。

(96) 内閣記録局編・前掲注(29) 一一三頁、国立公文書館所蔵『公文録』所収・前掲注(95)。

(97) 明治五年(一八七二年) 四月の懲役法では、「笞杖罪を犯す者は笞十が懲役十日、杖百が懲役百日にあたるように、笞杖の刑を日数に換算して懲役させること」とした。また、「懲役の方法は追って達せられるまで、各地方の便宜に従って役使用することとし、懲役を取計らい難い府県では、当中の笞杖を実決してもさしつかえないことにした。」石井・前掲注(9) 二八一頁、内閣記録局編・前掲注(29) 五六〜五七頁。

(98) 瀧川・前掲注(5) 二一〇〜二二一頁、石井・前掲注(9) 二九三頁。

(99) 石井・前掲注(9) 二九三頁。

(100) 児玉・前掲注(2) 一一八〜一二一頁、児玉・前掲注(4) 二一〜二二頁。

(101) 石井・前掲注(9) 二八二〜二八五頁、水林「刑法の沿革」石井〓水林・前掲注(6) 五五六頁。

(102) 改定律令名例律の「五刑条例」第一条と第二条によれば、懲役は十日、二十日、三十日、四十日、五十日、六十日、七十日、八十日、九十日、百日、一年、一年半、二年、二年半、三年、五年、七年、十年とし、懲役十年以上のうえに、懲役終身の刑が設けられ、さらに死刑が設けられていた。水林「新律綱領・改定律例の世界」石井〓水林・前掲注(6) 四八〇〜四八一頁。刑罰の等級性システムを表している改定律例の条文はつぎの通りである。

#### 「名例律

##### 五刑条例

第一条 凡笞杖徒流ノ刑名ヲ改メ一体ニ懲役ニ換ヘ例ニ照シテ役ニ服ス

懲役十 日 原答一十 一年 原徒一年

二十日 二十 一年半 一年半

三十日 三十 二年 二年

四十日	四十	二年半	二年半
五十日	五十	三年	三年
六十日	原杖六十	五年	原流一等
七十日	七十	七年	二等
八十日	八十	十年	三等
九十日	九十		
百日	一百		

第一条 凡懲役十年ノ上ニ懲役終身ノ刑ヲ設ケ其犯罪特凶器強盜監守常人盜謀故殺放火反獄偽造貨幣ヲ除ク外罪死ニ該ル者一体ニ寛宥シテ此刑ニ科ス」法務総合研究所編・前掲注(60)一〇七〜一〇八頁、内閣記録局編・前掲注(35)二七一〜二七二頁。

(103) 水林「新律綱領・改定律例の世界」石井∥水林・前掲注(6)四八〇〜四八一頁。新律綱領名例律の「加減罪例」はつぎの通りである。

「加減罪例

凡ソ加ト称スル者ハ。本罪上ニ就テ加重ス。仮令ハ。答四十ヲ犯スニ。一等ヲ加フレハ。答五十二坐シ。杖一百ハ。徒一年坐シ。徒三年ハ。流一等ニ坐シ。流一等ハ。流二等ニ坐スルノ類。

減ト称スル者ハ。本罪上ニ就テ減輕ス。仮令ハ。答五十ヲ犯スニ。一等ヲ減スレハ。答四十二坐シ。徒一年ハ。杖一百ニ坐シ。徒三年ハ。徒二年半ニ坐スルノ類。(以下省略) 法務総合研究所編・前掲注(60)六四頁。

(104) 司日本史籍協会編『司法省日誌十一 明治七年十一月』(東京大学出版、一九八四年)一〇五〜一〇六頁。

(105) 司日本史籍協会編・前掲注(104)一〇六頁。

(106) 内閣記録局編・前掲注(29)六九頁、法務総合研究所編・前掲注(47)一八六頁。

(107) 国立公文書館所蔵『公文録』所収・明治八年十月司法省伺(布達)「罪囚ニ恩典ヲ与フルノ儀伺。

(108) 改定律例第二百九十五条「凡罪囚糾合シテ越獄スルニ從ハス実ニ挾テ首報シ因テ罪囚即時ニ獲ニ就キ脱逃ヲ致サ、ルコトヲ得ル者及ヒ反獄ノ情ヲ知テ首報スル者ハ斬絞以下各本罪ニ一等減ス」内閣記録局編・前掲注(35)三〇六頁。

(109) 改定律例第三百四条「凡懲役人逃走ヲ報シ因テ逃走ヲ致サ、ルコトヲ得ル者ハ本罪ニ一等ヲ減ス」内閣記録局編・前掲注(35)三〇七頁。

(110) 改定律例第三百六条「凡懲役人水火震災ノ變ニ因テ逸出シ二十四時間ニ投歸スル者ハ逃罪ヲ問ハス若シ時ヲ過テ投歸セサル者ハ例

ニ照シテ棒鎖ニ日仍ホ原役ノ剩ル日数ヲ役ス其変ニ遇ヒ内ニ在テ逸出セス能ク消救防禦スル者ハ本罪ニ一等ヲ減ス」内閣記録局編・前掲注(35)三〇七頁。

(111) 司法省は明治八年五月八日付けの司法省達第一〇号における司法省章程で「恩赦ノ特典ヲ奉行スル事」とした。内閣官報局編『法令書 第八卷ノ二 明治八年』(原書房、一九七五年)一七五二〜一七五三頁。

(112) 国立公文書館所蔵『公文録』所収・明治八年十月司法省伺(布達)「罪囚ニ恩典ヲ与フルノ儀伺」。

(113) 国立公文書館所蔵『太政類典』所収・明治八年十月七日「罪囚ニ恩典ヲ与フル權限」。

(114) 児玉・前掲注(2)一一〇頁。

(115) 国立公文書館所蔵『公文録』所収・明治八年十二月司法省伺「罪囚ニ恩典ヲ与フル儀再伺」、日本史籍協会編『司法省日誌 明治八年十一月』(東京大学出版、一九八五年)三四八〜三五〇頁。

(116) 明治七年二月一日八日太政官布告第一二三四号

「名例律断罪無正条例左ノ通相定候条此旨布告候事

断罪無正条例

凡罪ヲ断スル正条アリト雖所犯情状輕キ者ハ仍ホ情法ヲ酌量シテ輕減スルコトヲ聽シ減シテ五等ヲ過ルコトヲ得ス」内閣記録局編・前掲注(35)三四五〜三四六頁。断罪無正条例は、酌量減輕の制として設けられた。「これは罪を断ずるは律令によるが、犯情百出であつて、その情状あるいは酌量減輕しなければ、実に情法妥当ならざる儀あれば、裁判官の見込で定律はか一等ないし五等酌減を許された旨の司法省の伺出が認められたもので、この酌量減輕はヨーロッパ刑法の模倣であ」という。石井・前掲注(9)二八五〜二八六頁。

(117) 国立公文書館所蔵『公文録』所収・前掲注(115)。司日本史籍協会編・前掲注(115)三四八〜三五〇頁。

(118) 国立公文書館所蔵『公文録』所収・明治八年十二月司法省伺「甲第貳百三拾八号」。

(119) 国立公文書館所蔵『公文録』所収・前掲注(118)。

(120) 「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」(平成二〇年四月二三日法務省令第二八号)、以下「社会内処遇規則」とする。

(121) 平野・前掲注(82)一〇〇頁。

(122) 西田ほか編・前掲注(1)二二三頁「金光旭」。

(123) 平野・前掲注(82)一〇〇頁。

- (124) 西田ほか編・前掲注(1)二三二～二三三頁「金光旭」。
- (125) 「懲役終身以下特別軽減スル者律ニ明文アル者ノ外ハ其都度可同出旨過般御達相成候ニ付テハ監獄則第八条第三項ニ照シ特典ニ処スヘキ者ノ如キモ其都度可同出儀トハ被存候ヘトモ右ハ該則ニ明文アル儀ニモ有之旁為念一応相伺候也」国立公文書館所蔵『公文録』所収・明治十二年四月司法省伺「懲役囚ニシテ監獄則ニ照準特典減等授与ノ件」。
- (126) 内閣記録局編・前掲注(29) 六九頁、法務総合研究所編・前掲注(47) 一八六頁。
- (127) 「別紙司法省伺懲役終身以下特別軽減スル者律ニ明文アルモノノ外ハ其ノ都度可同出旨御達相伺候云々ノ儀右ハ最前御達ノ際監獄則ニ明文アルモノハ経伺ニ不及事ニ意見上申置候尙熟考スルニ監獄則ハ律ニ明文アル当然ノ減等ヲ得ヘキモノニ異ナリ候ニ付仍ホ可同出方ト存候依テ左ノ通御指令相成可然哉仰高裁候也」国立公文書館所蔵『公文録』所収・前掲注(125)。
- (128) 国立公文書館所蔵『太政類典』所収・明治十二年五月十四日「監獄則第八条第三項ニ照シ特典ニ処スヘキ者毎時上裁ヲ乞ハシム」。
- (129) 国立公文書館所蔵『太政類典』所収・明治十二年十月十三日「山口県懲役人福井伊助獄則謹守ニ依リ特典ヲ以テ放免ス」。同様の指令としてつぎの指令が挙げられる。国立公文書館所蔵『太政類典』所収・明治十二年十二月一日「東京監獄懲役囚下瀬徳造獄則謹守工役勉勵ニ因リ特典ヲ以テ本罪ニ一等ヲ減ス」。
- (130) 国立公文書館所蔵『太政類典』所収・明治十二年五月六日「京都府懲役囚福岡豊吉外一名獄則恪守ニ依リ本罪ニ一等ヲ減ス」。同様の指令としてつぎの指令が挙げられる。国立公文書館所蔵『太政類典』所収・明治十二年五月六日「静岡県懲役人羽太由五郎監獄則第八条ニ依リ特典ヲ以テ放免ス」。
- (131) 国立公文書館所蔵『太政類典』所収・明治十二年七月十七日「山口県懲役人井原庄七獄則謹守ニ依リ特典放免ス」。同様の指令としてつぎの指令が挙げられる。国立公文書館所蔵『太政類典』所収・明治十二年九月十七日「山口県懲役人岡部精一監獄則第八条ニ依リ特典ヲ以テ放免ス」。
- (132) 国立公文書館所蔵『太政類典』所収・明治十二年五月二十一日「開拓使懲役囚小川甲外四十三名消防尽力ニ付減等」。同様の指令としてつぎの指令が挙げられる。国立公文書館所蔵『太政類典』所収・明治十二年五月十九日「石川県懲役人松田藤吉獄則第八条ニ依リ特典ヲ以テ放免ス」。
- (133) 国立公文書館所蔵『太政類典』所収・明治十二年十二月六日「福岡県懲役囚安永治平先非悔悟等ニ依リ本罪ニ二等ヲ減ス」。
- (134) 国立公文書館所蔵『太政類典』所収・明治十二年八月八日「石川県懲役囚長村助次郎人命ヲ救援セシニ依リ特典ヲ以テ本罪一等ヲ減ス」。
- (135) 内閣記録局編・前掲注(35) 三〇六～三〇七頁。

- (136) 西田ほか編・前掲注(1) 二二三～二三三頁「金光旭」。
- (137) 平成二〇年五月九日保観三二五号矯正局長⇨保護局長依命通達・前掲注(7)。
- (138) 平成二〇年五月九日保観三二五号矯正局長⇨保護局長依命通達・前掲注(7)。
- 田隆志「更生保護法の施行について」罪と罰第四五卷三号(二〇〇八年) 二二六～二二七頁。
- (139) 高齢者や障がい者等の社会的に脆弱な者ほど仮釈放の実質的要件を満たすことができず、満期釈放になりやすい。例えば、実務家、研究者から、高齢者の低い仮釈放率の要因として、「釈放後の生活環境」に含まれている「帰住地」及び「引受人」の確保が困難であることが指摘されている。太田達也「高齢者犯罪の動向と刑事政策的対応」罪と罰第四三卷三号(二〇〇六年) 二〇～二二頁、高村賀永子「高齢受刑者保護における福祉関係機関の援助をめぐって」犯罪と非行第一五〇号(二〇〇六年) 三八頁、法務総合研究所「研究部報告三七 高齢犯罪者の実態と意識に関する研究—高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析」『法務総合研究所研究部報告』(二〇〇七年) 六六～六七頁、野坂明宏「高齢犯罪者の動向と処遇」更生保護第六六卷六号(二〇一五年) 一一頁。実際に、平成一〇年以降の高齢者の入所受刑者の人員は増加傾向であり、平成二九年は平成一〇年と比べると、その総数は約三・三倍となっている。また、平成二九年における高齢者の仮釈放率は三九・二%であるのに対して、受刑者全体の仮釈放率は五八・〇%であり、高齢者の仮釈放率は受刑者全体のものよりも二〇%前後低い。法務総合研究所『平成三〇年版 犯罪白書』(日経印刷、二〇一八年) 六四、二六六、二七四頁。